

## 日本クラミジア研究会 会則

第1条 本会は日本クラミジア研究会と称する

第2条 本会の事務局は代表幹事の指定するところにおく

第3条 本会はクラミジア感染症に関する研究の促進、並びに会員相互の情報の交換を図る事を目的とする

第4条 本会では前条の目的を達成するため次の事業を行う

1. 原則年1回の学術集会の開催
2. クラミジア研究に関する情報の提供
3. その他本会の目的達成に必要な事業

第5条 本会には次の役員をおく

代表幹事 1名

幹事 若干名

監事 2名

2. 代表幹事は幹事の中から互選により選出し、幹事会で決定する
3. 幹事の選出方法は附則に定める
4. 監事は幹事会で決定する

第6条 代表幹事の任期は2年とし、他の役員任期は4年とする

第7条 代表幹事は本会を代表し、学術集会大会長と共に学術集会を主宰する。また必要に応じて幹事会を招集し、その議長となり、幹事会の業務を処理する

2. 代表幹事は、本会の運営資金として、学術集会大会長と協議を行い、学術集会開催時の参加費の一部を研究会運営費とし、事務局運営を行う
3. 学術集会時に会計報告、活動計画などを報告する

第8条 幹事会は、本会の最高の意思決定機関とし、本会の運営に関する事項を処理する

2. 幹事会は幹事の2/3以上の出席により成立し、議事は出席会員の過半数により決する。
3. 幹事会開催前に委任状を提出した幹事は、幹事会に出席したものとし、委任状を提出した幹事会の議決を承認したものとする
4. 本会の会則は幹事会で協議し改訂・改正することができる

第9条 監事は会計及び業務執行について監査する

2. 本会の収支決算は毎会計年度終了後に作成し、監事の監査を得て幹事会に報告しなければならない
3. 会計年度は毎年4月1日から翌3月31日までとする

第10条 本会の運営の基本に関する事項および本会則の変更は、幹事会において決定する

#### 附則

1. 本会則は平成元年4月18日より実施する
2. 幹事は退任に当たり、地域、専門分野などを考慮して後任者を幹事会に推薦する。退任者より推薦の得られなかった場合には、代表幹事が代行する
3. 幹事会は新たに選出された幹事候補を審議し決定する
4. 会計事務取扱いは代表幹事が事務局に委任することができる
5. 「名誉会員」は、会に関連し特に功労があったもので、幹事会で推薦・決定する
6. 従来の会員名簿を研究会情報連絡名簿とし、希望者には今後も学術集会の開催情報などを電子メールで配信する。今後は、学術集会時に希望者があれば、同様に情報提供をする
7. 従来の会員は、本会則では「研究会情報連絡会員」と定義するが、便宜上、会員と称する。

平成元年4月1日施行

平成3年6月29日改正

平成3年6月29日施行

平成9年6月21日一部改正

平成11年6月26日一部改正

平成28年7月13日一部改正

令和元年9月1日改正